

行御用番印形之紙面に而、公事場奉行御用番に、百姓何人何日に致借牢指入度候間、指支不申様に役人中に御申渡可被下旨紙面遣、返書取置、借牢之者遣候節も、御算用場御用番印形紙面公事場御用番充所に而遣之。町會所借牢之時は場印紙面也。若急成儀に而場印調不申時は、改作奉行御用番印形之紙面に而、明日場印紙面と取替可申旨申遣、事濟也。

追而場印紙面迄取替候節も、改作奉行添紙面致し遣也。尤出し入共に紙面也。入紙面午刻と調遣不申候へば賄無之に付、其時之様子次第刻付に可心付事。

一、借牢者有之節、御精進日致吟味候様役人に可申談事。  
一、町會所近邊出火之節は、改作奉行之内誰に而も印鑑壹枚改作足輕に爲持差遣、借牢者請取引可申候。公事場は是に不及候事。

### 五四 寺社領地之事

一、地方に而被下分、一作引免も檢地も入不申候。

一、所附に而被下分は、給人地同事に引免・見立有之。

### 五五 御算用方認様之事

一、引合御算用開届候時、算用は合候得共落字・書違等有之節は、書替又調替御算用開候儀、二重に成候故、算用無相違候は、前々書替に自分印繼目々に押相改、調直し申書替と右最前之調達之書替と讀合、落字又は調達之所等宜成候へば、夫に而事濟候事。

附、引合承候時分、御算用之役人、當りは相違有御座間敷と爲念申入置、承候儀肝要也。

一、京・大坂小拂御算用之時分は、兩人罷出開届候事。  
一、大坂御藏宿共御算用書替は、御算用場奉行中名判印也。筆頭より繼目之印有之候。  
一、改作方に懸り候紙面之分は改作所に而相調る。  
裏書并奥書同斷。  
一、場印有之分は添書所。  
一、諸方に之紙面并返書等は物書所。

### 五六 百姓地打渡及び取上候節 納所之事

一、揚地百姓方に渡るは、正月より四月晦日迄之内は、其之年皆に可納所。五月朔日より八月晦日迄之内可半納所。九月朔日より十二月迄之内無納所。  
一、百姓地之内渡り屋敷、正月より六月晦日迄之内は御納所引、七月朔日より十二月迄之内可半納所。  
一、百姓地御用に引方、作毛品により時々見立を遣、其之年之納所可相極。

### 五七 松木等伐採願出之事

一、松木伐申願之儀は、御郡奉行等より指出候帳面等を役所に而致僉議候。又は御算用場御奉行より、役所に而致詮議候様にと被相渡事も有之候。其初は同役詮議之上に而、御算用場に其趣相達、可被下分は添書所に而添書相調、場印有之、添書所より夫々に相渡る。

一、百姓居垣根願は、書付并帳面差出候を相改、大木等有

之時は本紙は役所に留置、扣に添紙面を以御作事所に尋に遣す。紙面等は物書所に而調之、御作事所より御用之木に附札有之候得ば、夫々に申遣、値段付・道程等爲記取申候。御用に無之分は、物書所に而裏書、或は帳面等には加奥書、場印を取、夫々に相渡る。扣に者場印紙面或帳面請取候段請取を取、其請取物書所に相渡す。

右居垣根御作事所に尋に遣候へば、扣には夫々役人印章無之に付、御作事所印難押旨に而度々相返候故、向後は扣共に役人印章有之様に、享保十九年三月當國御郡奉行に申談有之。是以後は御作事所之印有之帳面或は切手に御算用場印を取、扣に御郡奉行請取を取、本紙相渡す。越中之分は、番代に爲致請取申儀も有之候。

一、宮林并三昧・墓印、此三品同斷なり。但、宮林之儀は、神主有之候得ば神主願紙面、寺社奉行より申來る。神主無之宮に而、神主支配仕候所々宮杯は、氏子之者共より神主納得と申儀、書付文言に調る。神主無之宮は、氏子共納得之旨之文言也。右之分能相立候へば場印取、願之通爲伐申候。尤願書付指出申者に、扣帳に爲致請取、本紙相渡す。